

農業・漁業経営フォローアップ資金のご案内

農業・漁業者の経営維持・安定のために長期運転資金を融通します

貸付対象者

秋田県内に住所を有し、かつ、秋田県内において農業経営を行う者（以下「農業者」）又は漁業経営を行う者（以下「漁業者」）で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

1. 農業者

- ア 認定農業者：県内の市町村長から農業経営改善計画の認定を受けた法人又は個人
- イ 認定就農者：県内の市町村長から青年等就農計画の認定を受けた経営開始後5年以内の法人又は個人

2. 漁業者

- ア 主業漁業者：漁業所得が総所得の過半（法人においては当該法人の漁業に係る売上高が総売上高の過半）を占める漁業者
- イ 新規漁業者：経営開始後5年以内の漁業者

資金使途

農業及び漁業経営の維持・安定のため、当年又は翌年の経営に必要な運転資金とする。ただし、既往負債の借換又は償還に係る資金は含まない。

【例】

- ア 種苗代、肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費
- イ 小農（漁）具等営農（漁業）用備品、消耗品等の購入費
- ウ 営農（漁業）用施設・機械の修繕費、燃料（油）代、飼料代

貸付条件

- 1. 貸付利率：1.67%（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- 2. 貸付限度額：個人500万円、法人2,500万円
（ただし、法人については各融資機関が2,500万円の範囲内で設定した限度額による）
- 3. 償還期限：10年以内（うち据置3年以内）
- 4. 償還方法：元金均等年賦償還（年1回約定償還）

債務保証

秋田県農業信用基金協会又は全国漁業信用基金協会の債務保証が可能。

【問い合わせ・申込窓口】

各JA（農業協同組合）、秋田銀行、北都銀行、県漁業協同組合

※一部の融資機関において、本資金の取扱をしていない場合もありますので、まずは各融資機関にお問い合わせください。

県ホームページ「美の国あきたネット」

「農業・漁業経営フォローアップ資金」で検索してください。